

大野郡 5 町 2 村合併協議会専門部会規程

（設置）

第 1 条 この規程は、大野郡 5 町 2 村合併協議会規約（以下「規約」という。）

第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、大野郡 5 町 2 村合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 専門部会は、大野郡 5 町 2 村合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示又は幹事長の指示を受けた大野郡 5 町 2 村合併協議会事務局長（以下「事務局長」という。）の要請により、規約第 3 条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

（組織）

第 3 条 専門部会は、総務部会、企画部会、民生部会、文教部会、産業部会及び建設部会とし、専門部会員により構成する。

2 専門部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 専門部会に次の役員を置く。

（1） 部会長 1 名

（2） 副部会長 1 名

4 役員は、専門部会員の互選により定める。

（会議）

第 4 条 会議は、幹事長の指示又は事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

（会議の運営）

第 5 条 部会長は、専門部会を主宰し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 部会長は、会議の議長となる。

4 部会長は、必要に応じて関係者の出席を要請し、意見を求めることができる。

5 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第 6 条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について幹事長に報告するものとする。

（庶務）

第 7 条 専門部会の庶務は、規約第 1 5 条第 1 項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、専門部会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、議決のあった日から施行し、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

総務部会

町村名	職名
三重町	総務課長
清川村	総務企画課長
緒方町	総務課長
朝地町	総務課長
大野町	総務企画課長
千歳村	総務企画課長
犬飼町	総務課長

企画部会

町村名	職名
三重町	企画振興課長
清川村	総務企画課長
緒方町	総務課参事
朝地町	企画商工観光課長
大野町	総務企画課参事
千歳村	総務企画課長
犬飼町	企画課長

民生部会

町村名	職名
三重町	健康福祉課長
	環境整備課長
清川村	福祉保健課長
緒方町	すこやかセンター事務長
朝地町	住民課長
大野町	福祉保健課長
千歳村	住民福祉課長
犬飼町	福祉保健課長

文教部会

町村名	職 名
三重町	教育委員会総務課長
清川村	教育委員会総務課長
緒方町	教育委員会総務課長
朝地町	教育委員会総務課長
大野町	教育委員会管理課長
千歳村	教育委員会総務課長
犬飼町	教育委員会総務課長

産業部会

町村名	職 名
三重町	農林振興課長
清川村	産業振興課長
緒方町	産業振興課長
朝地町	農林課長
大野町	産業振興課長
千歳村	農林商工課長
犬飼町	農林商工課長

建設部会

町村名	職 名
三重町	建設課長
清川村	建設課長
緒方町	建設課長
朝地町	建設課長
大野町	建設課長
千歳村	建設課長
犬飼町	建設課長